

ノ故給料ノ三四ヶ月分迄支給サレタシト嘆願シタ  
ル又拒絶サレタル爲メ労働組合ニ加盟シテ抗争スル  
ニ至ル

### 六 要求事項

(一) 解雇者新井利平ニ對シ退職手当三百圓ヲ支給サレ  
タシ

(二) 今後残留職工ヲ解雇スル場合ハ勤績一ケ年ニ對シ日  
給十日分ヲ支給サレタシ

(三) 会社側ノ就業時間三十分延長絕對反對  
七 事業之側

會社ニ於テハ新井利平解雇ト同時ニ大部分ノ従業員  
カ総同盟ニ加入セシントハ遺憾トシ加入ヲ勧誘シタ

ル主謀者ハ竹居清太郎及石川 某ナリト看做シ兩名  
ニ對シ解雇豫告ヲナシタルモノ、如シ

然ルニ其後作業状態ニ異状ヲ認メタルニ従業員ノ大  
部分(十一名)ヲ組合ニ加入シ應援スル關係上第一罷  
業ヲ決行スル場合ハ一時工場ヲ閉鎖スルカ又ハ姉妹  
會社ナル鹿沼工場ヨリ職工二十名ヲ融通シ作業ノ為  
メカノニ途ニ依ラント強硬ノ態度ヲ持シ本月七日左  
記通知書ヲ従業員ニ送シ就業時間ノ三十分延長スル  
コトニ決セリ

### 記

本會社ハ他ノ會社ニ對シ三十分間労働時間短キ為メ  
之ヲ延長スルコトニ決定シタカテ之ニ不服ノ者ハ明